

国民健康保険団体連合会規約例
 新旧対照条文

◎ 国民健康保険団体連合会規約例（昭和三十四年保発第六号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（事業） 第六条（略） 2～5（略）</p> <p>6 この連合会は、前五項に定める業務の遂行に支障のない範囲内で、市町村又は市町村長が行う医療、保健等に関する事業のうち前五項に掲げる事業に密接な関連を有する事業を市町村又は市町村長の委託を受けて行うことができる。</p> <p>（保険料の特別徴収等に係る経由事務） 第六条の二（略） 一～四（略）</p> <p>五 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の規定による非課税年金給付に係る事項の通知に関し、連合会を経由して行うものとされた事務</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、法令又は通知で定める連合会を経由して行うものとされた事務</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、前各号に掲げる事務の円滑な実施に資する事業</p>	<p>（事業） 第六条（略） 2～5（略）</p> <p>6 この連合会は、前五項に定める業務の遂行に支障のない範囲内で、市町村又は市町村長が行う医療及び保健に関する事業のうち前五項に掲げる事業に密接な関連を有する事業を市町村又は市町村長の委託を受けて行うことができる。</p> <p>（保険料等の特別徴収に係る経由事務） 第六条の二（略） 一～四（略）</p> <p>（新設） 五 前各号に掲げるもののほか、特別徴収に係る経由事務の円滑な実施に資する事業</p>

(保険給付の実施等に係る情報の収集又は整理等に関する事務)

第六条の三 この連合会は、前二条に定める事業のほか、次に掲げる事業を行う。

一 法第百十三条の三第一項第一号の規定による保険給付の実施、保険料の徴収、保健事業の実施その他の厚生労働省令で定める事務に係る情報の収集又は整理に関する事務

二 法第百十三条の三第一項第二号の規定による保険給付の実施、保険料の徴収その他の厚生労働省令で定める事務に係る情報の利用又は提供に関する事務

三 高齢者医療確保法第百六十五条の二第一項第一号の規定による後期高齢者医療給付の実施、保険料の徴収、保健事業の実施その他の厚生労働省令で定める事務に係る情報の収集又は整理に関する事務

四 高齢者医療確保法第百六十五条の二第一項第二号の規定による後期高齢者医療給付の実施、保険料の徴収その他の厚生労働省令で定める事務に係る情報の利用又は提供に関する事務

(健康保険に係る事業)

第六条の四 この連合会は、前三条に定める事業の遂行に支障のない範囲内で、次に掲げる事業を行う。

一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十六条第五項の規定により健康保険の保険者から委託を受けて行う診療報酬の審査及び支払に関する事務

二 健康保険法第二百五十四条の四第一項第二号の規定による保険給付、保険給付の支給、保険料の徴収、保健事業及び福祉事業の実施その他の厚生労働

(新設)

(健康保険に係る事業)

第六条の三 この連合会は、前二条に定める事業の遂行に支障のない範囲内で、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十六条第五項の規定により健康保険の保険者から委託を受けて行う診療報酬の審査及び支払に関する事務に係る事業を行う。

(新設)

(新設)

省令で定める事務に係る情報の収集又は整理に関する事務

三 健康保険法第二百五十四条の四第一項第三号の規定による保険給付、保険給付の支給、保険料の徴収その他の厚生労働省令で定める事務に係る情報の利用又は提供に関する事務

2 (略)

(健康保険の保険者に係る手数料)

第十二条の三 第六条の四第一項第一号の規定による診療報酬の審査及び支払に関する事務を連合会に委託した健康保険の保険者は、手数料を支払わなければならない。

2 3 4 (略)

附則

(二部負担金等の軽減特例措置に係る事業)

6 この連合会は、当分の間、第六条各項、第六条の二、第六条の三並びに第六条の四第一項及び第二項に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行う。

一 2 (略)

(出産育児一時金等の医療機関等への支払等に係る事務)

7 この連合会は、当分の間、第六条各項、第六条の二、第六条の三、第六条の四第一項及び第二項並びに前項に掲げる事業のほか、平成二十三年一月三十一日保発第〇一三一第四号厚生労働省保険局長通知別添「「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱」による出産育児一時金等の医療機関等への支払等に関する事務を行う。

(新設)

2 (略)

(健康保険の保険者に係る手数料)

第十二条の三 第六条の三第一項の規定による診療報酬の審査及び支払に関する事務を連合会に委託した健康保険の保険者は、手数料を支払わなければならない。

2 3 4 (略)

(二部負担金等の軽減特例措置に係る事業)

6 この連合会は、当分の間、第六条各項、第六条の二並びに第六条の三第一項及び第二項に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行う。

一 2 (略)

(出産育児一時金等の医療機関等への支払等に係る事務)

7 この連合会は、当分の間、第六条各項、第六条の二、第六条の三第一項及び第二項並びに前項に掲げる事業のほか、平成二十三年一月三十一日保発第〇一三一第四号厚生労働省保険局長通知別添「「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱」による出産育児一時金等の医療機関等への支払等に関する事務を行う。

